一宮市議会会議規則の一部を改正する規則

一宮市議会会議規則(昭和44年一宮市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(欠席の届出) 第2条　議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
2　議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。